

# 【期限延長になりました】東庄町中小企業緊急支援給付金・申請の手引き

対象者 → 町内に主たる事業所があり、新型コロナウイルス感染症拡大の中、国・県の給付金を申請・受給せず、  
売上が対前年比で30%から50%未満に減少した中小企業者の方へ(ご案内/申請書一覧)

1. **東庄町中小企業緊急支援給付金支援申請書兼請求書**・・・様式第1号(所定)
2. **誓約書**・・・様式第2号(所定)
3. **身分証明書の写し**(個人事業主のみ)・・・運転免許書(表裏)、マイナンバーカード等
4. **口座の通帳の表紙と表紙裏面写し**・・・口座名義(フリガナ)、口座番号 ※申請者本人
5. **前年の法人税または所得税確定申告書の控え写し**(受付印、メール詳細のあるもの)
  - 法人：①法人税確定申告書第1表 ②法人事業概況説明書(2枚・表と裏)
  - 個人(青色申告)：①確定申告書第1表 ②青色申告決算書P.1とP.2
  - 個人(白色申告)：①確定申告書第1表 ※青色、白色とも受付印等のない場合、納税証明書を追加
  - 法人/個人(共通)：①**東庄町中小企業緊急支援給付金に係る計算書(所定)**※白色申告や昨年創業した中小企業者の方など、任意の月の事業収入算定が困難な場合、前年の事業収入を営業した月数で除した金額
6. **本年事業収入の減収月(令和2年1月~令和2年12月)が確認できる帳簿の写し**(任意の様式)  
(または算定困難な場合、**東庄町中小企業緊急支援給付金に係る計算書**の提出で可)  
※事業収入には、農業収入、不動産収入、給与収入、雑所得等は含みません。  
なお、上記1~6の書類等が無い場合は、国、県の給付金確認書類に準じます。

必要箇所に署名捺印の上、**簡易書留等**にて、原則、**郵送**にご協力下さい。オンライン申請はございません。

【宛先】〒289-0601

千葉県香取郡東庄町笹川い671-3

東庄町商工会 行き(東庄町中小企業**緊急**支援給付金申請係)

【申請期限】令和3年2月26日(金)まで延長 ※2/26 消印有効

申請書類の入手方法【東庄町ホームページ上での入手】 [申請書類一覧](#)、[下記QR](#)より入手可能です。

【紙ベースによる入手】 東庄町、東庄町商工会にて入手可能です。



(受付時間) 平日、午前9時から午後4時30分まで(土・日・祝日除く)

東庄町商工会(受託機関) ☎0478-86-3600

※本給付金は今後も町内で継続して事業活動を行う意思があり、①国の持続化給付金、②千葉県中小企業再建支援金、③東庄町農業者緊急支援給付金、④東庄町中小企業再建支援金を申請受給していない方が対象です。なお、町給付金の支給限度額は本給付金と町再建支援金の合計で20万円までとなります。また本給付金は、法人税、所得税は課税、消費税は非課税です。

【給付金の額】

| 減少率        | 給付金の額 |
|------------|-------|
| 30%から40%未満 | 5万円   |
| 40%から50%未満 | 10万円  |

【申請要件】

中小企業基本法第2条第1項における会社及び個人\*1(以下、中小企業者という。)のうち、以下\*2に掲げる業種を営む者であること。\*1 中小企業者の範囲(中小企業基本法による定義)

| 業種                           | 下記のいずれかを満たすこと |             |
|------------------------------|---------------|-------------|
|                              | 資本金の額又は出資の総額  | 常時使用する従業員の数 |
| ① 卸売業                        | 1億円以下         | 100人以下      |
| ② サービス業                      | 5,000万円以下     | 100人以下      |
| ③ 小売業                        | 5,000万円以下     | 50人以下       |
| 製造業、建設業、運輸業<br>その他業種(①～③を除く) | 3億円以下         | 300人以下      |

\*2 支給の対象となる業種

| 中小企業基本法上の類型                               | 日本標準産業分類上の分類<br>(第13回改定(平成26年4月1日施行))   |
|---|---|
| ①卸売業                                      | 大分類I(卸売業、小売業)のうち卸売業   |
| ②小売業                                      | 大分類I(卸売業、小売業)のうち小売業<br>大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち<br>中分類76(飲食店)、中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)   |
| ③サービス業                                    | 大分類G(情報通信業)のうち<br>中分類38(放送業)、中分類39(情報サービス業)、<br>小分類411(映像情報制作・配給業)、小分類412(音声情報制作業)、小分類415(広告制作業)、小分類416(映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業)<br>大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち<br>小分類693(駐車場業)、中分類70(物品賃貸業)<br>大分類L(学術研究、専門・技術サービス業)<br>大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち中分類75(宿泊業)<br>大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)※小分類791(旅行業)除く<br>大分類O(教育、学習支援業)<br>大分類P(医療、福祉)<br>大分類Q(複合サービス事業)<br>大分類R(サービス業<他に分類されないもの>) |
| ④製造業、<br>建設業、<br>運輸業<br>その他業種<br>(①～③を除く) | 大分類C(鉱業、採石業、砂利採取業)<br>大分類D(建設業)<br>大分類E(製造業)<br>大分類F(電気・ガス・熱供給・水道業)<br>大分類G(情報通信業)※③業種を除く<br>大分類H(運輸業、郵便業)<br>大分類J(金融業、保険業)<br>大分類K(不動産業、物品賃貸業)※③業種を除く<br>大分類M(宿泊業、飲食サービス業)※③業種を除く<br>大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)のうち小分類791(旅行業)   |

※以下に該当する法人は、支給の対象となりません。(中小企業基本法による定義)①社会福祉法人②医療法人③特定非営利活動(NPO)法人④一般社団・財団法人⑤公益社団・財団法人⑥学校法人⑦宗教法人⑧農事組合法人⑨農業法人(ただし、会社法の会社又は有限会社は対象)⑩有限責任事業組合(LLP)⑪組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)

※以下に該当する法人は、支給の対象となります。(中小企業基本法による定義)

①株式会社②合名会社③合資会社④合同会社⑤(特例)有限会社(会社法の施工に伴う関係法律の整備等に関する法律)⑥弁護士法に基づく弁護士法人⑦公認会計士法に基づく監査法人⑧税理士法に基づく税理士法人⑨行政書士法に基づく行政書士法人⑩司法書士法に基づく司法書士法人⑪弁理士法に基づく特許業務法人⑫社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人⑬土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

【審査】受付書類は記載事項を審査の上、記載不足や誤りについての電話またはメールにて確認させて頂く場合があります。また必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。追跡のできる郵送にご協力ください。なお、提出書類の返却はいたしません。

【支給の決定及び通知】内容審査の上、適正と認められ、本支援金を支給する旨を決定したときは、後日、支給に関する通知を発送いたします。支給要件に該当しないなどの理由で支給しない旨を決定したときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

【支給時期】本給付金の支給は申請後、書類に不備が無い場合、約3週間程度を予定しております。

【その他】本給付金の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東庄町は対象施設の営業状況や運営状況等の再開状況に関する検査、報告等を求めることがあります。